



医師が記入した登所許可書が必要な感染症

医師の登所許可書

登 所 許 可 書	
_____ 保育所長様	入所児童氏名 _____
_____ 年 _____ 月 _____ 日生	
(病名) (該当疾患に☑をお願いします)	
<input type="checkbox"/> 麻疹(はしか)	<input type="checkbox"/> 咽頭結膜熱(プール熱)(アデノウイルス感染症)
<input type="checkbox"/> インフルエンザ	<input type="checkbox"/> 流行性角結膜炎
<input type="checkbox"/> 新型コロナウイルス感染症	<input type="checkbox"/> 百日咳
<input type="checkbox"/> 風しん	<input type="checkbox"/> 腸管出血性大腸菌感染症(O157、O26、O111等)
<input type="checkbox"/> 水痘(水ぼうそう)	<input type="checkbox"/> 急性出血性結膜炎
<input type="checkbox"/> 流行性耳下腺炎(おたふくかぜ)	<input type="checkbox"/> 侵襲性髄膜炎感染症(髄膜炎菌性髄膜炎)
<input type="checkbox"/> 結核	
年 月 日から症状も回復し、集団生活に支障がない状態になったので 登所可能と判断します。 _____ 年 _____ 月 _____ 日	
医療機関 _____	
医師名 _____	印またはサイン _____

----- キリトリせん -----

感染症名	感染しやすい期間	登所のめやす
麻疹(はしか)	発症1日前から発しん出現後の4日後まで	解熱後3日を経過していること
インフルエンザ	症状が有る期間(発症前24時間から発病後3日程度までが最も感染力が強い)	発症した後5日を経過し、かつ、解熱した後2日経過していること(乳幼児にあつては3日経過していること)
新型コロナウイルス感染症	発症後5日間	発症した後5日を経過し、かつ症状が軽快した後1日を経過すること ※無症状の感染者の場合は、検体採取日を0日目として、5日を経過すること
風しん	発しん出現の7日前から7日後くらい	発しんが消失していること
水痘(水ぼうそう)	発しん出現1~2日前から痂皮形成まで	すべての発しんが痂皮(かさぶた)化していること
流行性耳下腺炎(おたふくかぜ)	発症3日前から耳下腺腫脹後4日	耳下腺、顎下腺、舌下腺の腫脹が発現してから5日経過し、かつ全身状態が良好になっていること
結核	-	医師により感染の恐れがないと認められていること
咽頭結膜熱(プール熱)(アデノウイルス感染症)	発熱、充血等症状が出現した数日間	発熱、充血等の主な症状が消失した後2日経過していること
流行性角結膜炎	充血、目やに等の症状が出現した数日間	結膜炎の症状が消失していること
百日咳	抗菌薬を服用しない場合、咳出現後3週間を経過するまで	特有の咳が消失していること又は適正な抗菌性物質製剤による5日間の治療が終了していること
腸管出血性大腸菌感染症(O157、O26、O111など)	-	医師により感染の恐れがないと認められていること(無症状病原体保有者の場合、トイレでの排泄習慣が確立している5歳以上の小児については出席停止の必要はなく、また、5歳未満の子どもについては、2回以上連続で便から菌が検出されなければ登所可能である)
急性出血性結膜炎	-	医師により感染の恐れがないと認められていること
髄膜炎菌性髄膜炎	-	医師により感染の恐れがないと認められていること

※感染しやすい期間を明確に掲示できない感染症については(-)としている。